

新婚夫婦の引っ越し費用と 住居費を支援します！

一世帯あたり上限

29歳以下 **60万円**

39歳以下 **30万円**

※予算がなくなり次第終了となります

雲仙市 結婚新生活支援補助金



対象者

- ①令和6年1月1日以降に婚姻届けを提出した夫婦
- ②婚姻届けを受理された日の年齢が夫婦ともに39歳以下
- ③交付決定日から3年以上継続して市内に居住すること
- ④夫婦の所得の合計額が500万円未満である（貸与型奨学金の返済がある場合は所得証明書と同じ期間の年間返済額を引いたところ）
- ⑤申請時に夫婦のいずれか又は両方の住民票の住所が申請の住所であること
- ⑥過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと
- ⑦住居費について、定住促進奨励補助金及び若者Uターン家賃補助金との重複受給期間がないこと
- ⑧雲仙市税等（国保税を含む）の滞納がないこと
- ⑨暴力団員等ではないこと
- ⑩県または市が行う研修等を受講し、WEBアンケートに回答すること
- ⑪居住地域の自治会に加入していること

支援内容

- ①結婚生活のために新築又はリフォームした**住居費用**
- ②結婚生活のために新たに賃借する**住居の賃料**（敷金、礼金仲介手数料を含む）
※管理費、共益費、駐車場使用料、勤務先から支給された住宅手当及びほかの事業に供する部分の費用については補助対象外
- ③引っ越し業者又は運送業者による**引っ越し費用** ※令和6年4月1日以降に支払った費用が対象

詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ：雲仙市 地域づくり推進課

TEL:0957-47-7805（直通） 住所：長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地

詳細はこちら





交付までの流れ

申請の流れ



提出書類



01

県又は市主催のセミナーを受講
または動画をご夫婦それぞれに視聴ください。



02

WEBアンケートに回答
ご夫婦それぞれに行ってください。



03

受講確認コードの受信
※申請前に受講されていない場合は、申請後1か月以内に受講し、確認コードを市に報告してください。



04

交付申請
提出書類をそろえて申請ください。
※令和7年2月末日まで



05

交付決定
審査後交付が決定した場合、交付申請決定通知書と交付請求書を郵送します。



06

補助金交付請求
補助金交付請求書を受け取り後、速やかにご提出ください。
※振込口座の通帳の写しを添付



07

補助金交付
補助金の支払いは提出から1か月程度かかります。

共通の提出書類

- ①結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号）
- ②所得証明書
- ③貸与型奨学金の返還額が分かる書類の写し
（所得証明書と同じ期間）
- ④戸籍謄本
- ⑤誓約書（様式第4号）
- ⑥自治体加入証明書（様式第5号）
- ⑦調査承諾書（様式第6号）
※令和5年1月1日以降に転入された方は前住地の滞納がない証明書（完納証明書等）が必要
- ⑧同意書

住宅購入の場合



- ①売買契約書または工事請負契約書の写し
- ②領収書または支払額が確認できる書類の写し
- ③登記事項証明書の写し

リフォームの場合

- ①工事請負契約書の写しまたは請書
- ②領収書または支払額が確認できる書類の写し

賃貸の場合

- ①物件の賃貸借契約書の写し
- ②支払額が確認できる書類の写し
- ③家賃内訳証明書（様式第2号）
- ④住宅手当支給証明書（様式第3号）

引っ越した場合

- ①領収書の写し

交付請求提出書類

- ①交付請求書（様式第9号）
- ②振込口座の通帳の写し